

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	税務課																									
件 名	鑑定評価時点修正業務																									
契 約 内 容	<p>地方税法第388条に規定する「固定資産評価基準」及び「固定資産（土地）に関する鑑定評価価格の時点修正実施要領」により、令和3年度課税に向けて、市内にある全標準宅地（270地点）の価格（下落）修正を判断し適用するための鑑定評価業務を不動産鑑定士に委託をするものである。</p>																									
契 約 期 間	令和2年8月12日～令和2年10月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年8月12日																									
契 約 相 手 方	公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会																									
契 約 金 額	2,105,081円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>標準宅地の鑑定評価は、ただ鑑定をするだけでなく、地価公示価格や愛知県地価調査との均衡に配慮するとともに、相続税路線価や隣接市町村間とのバランスも検討する必要があります。</p> <p>上記の内容より、通常の取扱いである入札による請負人の選定では、当該業務の主要な部分である広範囲にわたるバランス検討は非常に困難であると考えられます。</p> <p>よって、当該業務を遂行するには、適正な時価による鑑定かつ県内全域の広範囲によるバランス検討が行えるかどうかを基準に検討する必要があります。</p> <p>上記の条件で遂行可能な事業者として、県内に所在する不動産鑑定士が組織し公益社団法人である「公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会」が適任と思われます。</p> <p>「公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会」は、地価公示では国と、地価調査では愛知県と、標準宅地鑑定では県内各市町村と協力関係にあることから、地価公示価格や地価調査、隣接市町村の標準宅地鑑定評価に精通しており、効率的かつ効果的に高い水準で業務を遂行する能力を有しています。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 税務課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	男女共同参画推進事業委託																									
契 約 内 容	<p>当市が作成した「男女共同参画推進指針」の「個性を生かす社会づくり」、「公平に責任を持つ機会づくり」、「能力を発揮する基盤づくり」、「地域における男女共同参画」の基本目標に基づき、「男らしさ」「女らしさ」のイメージ・意識・考え方にとらわれず、誰もがいきいきと多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を推進する事業を実施する。</p>																									
契 約 期 間	令和2年9月1日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年9月1日																									
契 約 相 手 方	犬山男女共同参画市民会議																									
契 約 金 額	374,100円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山男女共同参画市民会議は、平成9年より犬山市男女共同参画推進懇談会として活動しており、犬山市男女共同参画プラン（H18年度～H27年度）を市民と協働で推進することを目指し、平成18年5月に「犬山市男女共同参画市民会議」として組織された。これまで男女共同参画啓発に関する映画祭やセミナー等を実施し、当市における男女共同参画推進の先駆的団体と位置付けられる。</p> <p>そうした中、市民会議はより広く、自由に市民との接点を持つことを目的として、平成29年に市民活動団体として設立され、活動をスタートしている。</p> <p>以上のことから、これまでの経験と情報、ネットワークをもとに、市民目線での男女共同参画の意識啓発事業を効果的に行うことができる、市内唯一の団体であるため、同団体を指名し随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課																									
件 名	犬山市コミュニティバス停留所作成設置委託業務																									
契 約 内 容	犬山市コミュニティバス停留所の作成及び設置（2基）																									
契 約 期 間	令和2年8月3日から令和2年9月30日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年7月28日																									
契 約 相 手 方	ゴールドキング株式会社 名古屋営業所																									
契 約 金 額	金160,600円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>ゴールドキング株式会社は、平成30年12月からの犬山市コミュニティバス再編・見直しに係るバス停留所標識の作成及び設置業務を受託したため、当市バス停留所のデザイン等のデータを保有しており、新規に作成する業者と比べ、安価に作成することが可能であること。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課